



第72回定時株主総会招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

場所 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号
グローバルゲート
名古屋コンベンションホール
メインホール（3階）

昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

Rinnai

株主各位

(証券コード 5947)

2022年6月14日

名古屋市中区福住町2番26号

リンナイ株式会社

取締役社長 内藤 弘康

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネット等によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って、2022年6月28日(火曜日)午後5時20分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日(水曜日)午前10時
2 場 所	名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート 名古屋コンベンションホール メインホール(3階) (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第72期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第72期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役5名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当社ウェブサイト <https://www.rinnai.co.jp/>

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載していません。上記のウェブサイト掲載事項は、招集ご通知に記載の各書類とともに、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を以下のとおり開催させていただきたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

株主の皆様へ

- ・本年も株主の皆様の安心・安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただくことも含めて、ご検討をお願いいたします。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。
- ・ご来場いただくほかに、書面またはインターネットによる議決権行使もできますので、事前行使を是非ご利用ください。詳細につきましては、3頁から4頁をご覧ください。

ご来場される株主様へ

- ・本年もお土産の配布を取りやめとさせていただきます。
- ・体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。

当社の対応

- ・役員・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

●今後の状況により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、下記の当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

当社ウェブサイト <https://www.rinnai.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時20分受付分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・2・4・5号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 第3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

※書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

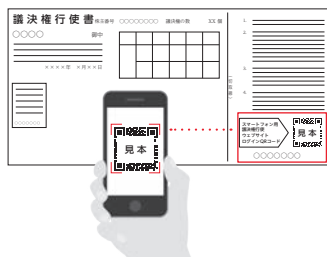
※インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

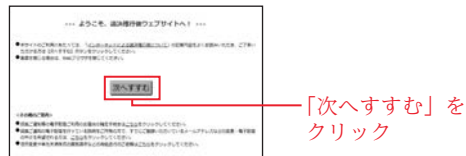
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

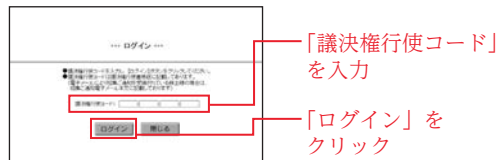
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

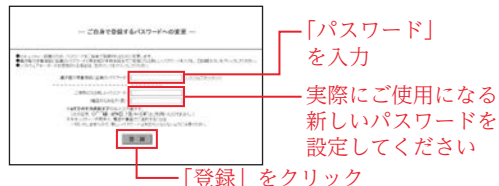
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、安定した利益還元を維持することが経営の重要政策のひとつであると考えており、連結業績や配当性向等を総合的に勘案いたしまして、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき70円）を含めました年間配当金は、1株につき140円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 70円 配当総額 3,486,103,600円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

資本政策における機動性の確保を目的として、別途積立金の一部を取り崩し、次の通りといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額	別途積立金	10,000,000,000円
(2) 増加する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	10,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3.</u> 本条の規定は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	属性	取締役会出席状況
1	はやし けんじ 林 謙治	当社代表取締役会長	再任	15回/15回 (100%)
2	ないとう ひろやす 内藤 弘康	当社代表取締役社長 社長執行役員	再任	15回/15回 (100%)
3	なりた つねのり 成田 常則	当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐	再任	15回/15回 (100%)
4	まつい のぶゆき 松井 信行	当社社外取締役	再任 社外 独立	15回/15回 (100%)
5	かみお たかし 神尾 隆	当社社外取締役	再任 社外 独立	15回/15回 (100%)

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者
番号

1

はやし
林

けん
謙

じ
治

(1949年6月27日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1972年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 関連事業部長
1978年9月	当社取締役	2006年6月	当社代表取締役副会長
1980年2月	当社取締役 総合企画室長	2017年4月	当社代表取締役会長（現任）
1983年6月	当社常務取締役 生産技術部長		
1992年7月	当社常務取締役 関連事業部長		

所有する当社の株式数：2,456,624株

取締役候補者とした理由

林謙治氏は、1972年に当社入社以降、1978年より取締役として、その後に総合企画室長（現：経営企画本部）、生産技術部長（現：生産技術本部）、関連事業部長（現：経営企画本部）を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ない
内

とう
藤

ひろ
弘

やす
康

(1955年4月20日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1983年4月	当社入社	2005年6月	当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 兼総務部長
1991年6月	当社取締役 開発技術本部副部長兼新 技術開発部長	2005年11月	当社代表取締役社長 社長執行役員 （現任）
1998年7月	当社取締役 開発本部長		
2001年7月	当社取締役 経営企画部長兼総務部長		
2003年6月	当社常務取締役 経営企画部長兼総務部長		

重要な兼職の状況：名古屋鉄道株式会社 社外取締役

所有する当社の株式数：510,180株

取締役候補者とした理由

内藤弘康氏は、1983年に当社入社以降、1991年より取締役として、その後に開発本部長、経営企画部長（現：経営企画本部）、総務部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

なり た つね のり
成 田 常 則

(1948年6月15日生)

再任

略歴、当社における地位および担当

1967年4月	当社入社	2010年4月	当社代表取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長
1988年6月	当社取締役 開発技術本部長兼品質保証部長	2010年10月	当社代表取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部担当兼営業本部長
2001年6月	当社常務取締役 生産本部長	2016年4月	当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐、生産本部、海外事業本部管掌
2005年6月	当社取締役 常務執行役員生産本部長	2018年4月	当社代表取締役 副社長執行役員社長補佐（現任）
2005年11月	当社取締役 常務執行役員国内総括兼営業本部長		
2006年4月	当社取締役 専務執行役員国内総括兼営業本部長		
2009年4月	当社取締役 副社長執行役員開発本部、生産本部、海外事業本部、お客様部担当兼営業本部長		

所有する当社の株式数：8,306株

取締役候補者とした理由

成田常則氏は、1967年に当社入社以降、1988年より取締役として開発技術本部長（現：開発本部）を、その後に生産本部長、営業本部長を歴任しており、幅広く当社の経営に携わっております。当社業務に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

まつ い のぶ ゆき
松 井 信 行

(1943年5月7日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1985年4月	名古屋工業大学工学部教授(電気情報工学科)	2012年4月	中部大学理事長付特任教授
2004年1月	同大学学長	2014年6月	当社社外取締役（現任）
2010年4月	愛知教育大学監事、愛知県顧問(産業労働部)	2021年4月	名古屋国際工科専門職大学学長（現任）

重要な兼職の状況：愛知時計電機株式会社 社外取締役、名古屋国際工科専門職大学 学長

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松井信行氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、名古屋工業大学の教授や学長を歴任しております。学識者としての高い知識を生かし、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

候補者
番号

5

かみ お
神 尾

たかし
隆 (1942年11月27日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1965年 4月	トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2006年 6月	中日本興業株式会社取締役
		2010年 5月	トヨタ自動車株式会社顧問
1996年 6月	トヨタ自動車株式会社取締役	2010年 6月	東和不動産株式会社（現トヨタ不動産株式会社）相談役
1999年 6月	同 常務取締役		
2001年 6月	同 専務取締役	2011年 6月	中日本高速道路株式会社監査役
2005年 6月	同 相談役	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
	東和不動産株式会社（現トヨタ不動産株式会社）代表取締役社長		

重要な兼職の状況：特定非営利活動法人ささえあい 理事長

所有する当社の株式数：0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役や東和不動産株式会社（現：トヨタ不動産株式会社）代表取締役社長などを歴任したことにより培われた豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役として引続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員および報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井信行および神尾隆の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|-------|----|
| 松井信行氏 | 8年 |
| 神尾隆氏 | 6年 |
4. 当社は、神尾隆氏が理事長を務める特定非営利活動法人ささえあいに対して寄付を行っておりますが、年間5万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
5. 当社は、松井信行および神尾隆の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、松井信行および神尾隆の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を引続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 進士克彦氏は、本総会終結の時をもって辞任しますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は当社定款の定めにより退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

もり きん じ
森 錦 司 (1958年6月12日生)

新任

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2016年4月	当社常務執行役員 開発本部長
2010年4月	当社執行役員 開発本部 商品開発部長	2018年4月	当社常務執行役員 開発本部長兼技術管理部長
2011年4月	当社執行役員 開発本部副本部長兼商品開発部長	2019年4月	当社常務執行役員 品質保証本部長兼環境部長

所有する当社の株式数：1,244株

監査役候補者とした理由

森錦司氏は、1981年に当社入社以降、2016年より開発本部長、2019年より品質保証本部長兼環境部長を経験しております。開発業務だけでなく、技術管理、品質保証、環境面での実務経験および知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、新たに監査役の選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。森 錦司氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いし かわ よし ろう
石川 芳 郎 (1951年3月22日生)

再任

社外

独立

略歴

2001年7月	国税庁長官官房 名古屋派遣国税庁監察官	2009年7月	岐阜南税務署長
2005年7月	名古屋国税局 調査部特別国税調査官	2011年8月	石川芳郎税理士事務所 所長 (現任)
2008年7月	名古屋国税不服審判所 国税審判官	2011年10月	一般社団法人中川法人会 専務理事 (現任)

重要な兼職の状況：一般社団法人中川法人会 専務理事

所有する当社の株式数：0株

補欠社外監査役候補者とした理由

石川芳郎氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験や知識に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものがあります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川芳郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、石川芳郎氏が監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所および名古屋証券取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大からの正常化を模索する中、世界的な需要回復による半導体や電子部品を中心とした部品調達の逼迫に加え、エネルギー価格や原材料価格の高騰、一部の国や地域での感染再拡大による経済活動の制限、地政学的リスクの高まり等、不透明感の増す状況が続いております。また国内経済においてもワクチン接種普及により、経済の持ち直しが期待されるものの、感染再拡大のリスクの高まりや景況感の足踏み等、引き続き予断を許さない状況となっております。

国内の住宅関連業界は、新設住宅着工戸数において弱含みの動きが見られ、住宅設備機器業界においても持ち直しに停滞の動きが出てきております。

このような状況の中、当社グループは当期を初年度とする新たな中期経営計画「New ERA 2025」を策定いたしました。3つの戦略ストーリーである「社会課題解決への貢献」、「事業規模の拡大」、「企業体質の変革」のもと、生活の質向上に貢献するオート調理機能付きコンロ「Lisse (リッセ)」のモデルチェンジや無水調理鍋「Leggiero (レジェロ)」の発売、脱炭素社会に向けた長期企業方針を定めた「RIM 2050」の発表等、お客様との約束である「Creating a healthier way of living (健全で心地よい暮らし方を創造)」の実現と持続的で堅実な長期成長に向けた取り組みを着実に進めております。

当期の業績は、販売面につきましては、部品調達の逼迫により工場生産に支障が出たことによる国内外への供給遅延で国内販売が減少したものの、中国やアメリカを筆頭に海外各地で主力商品が伸長したことで増収となりました。損益面につきましては、国内販売が減少したことに加え、原材料価格やアメリカ向け海上運賃を始めとする物流費の高騰が影響し当社グループの営業利益は減益となりました。

この結果、売上高は3,661億85百万円（前期比6.3%増）、営業利益は358億64百万円（前期比11.9%減）、経常利益は390億60百万円（前期比7.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は237億48百万円（前期比13.9%減）となりました。

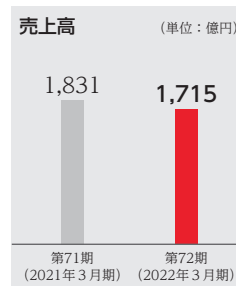
	第71期 (2021年3月期)	第72期 (2022年3月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	344,364	366,185	21,820	6.3%
営業利益	40,690	35,864	△4,826	△11.9%
経常利益	42,400	39,060	△3,340	△7.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	27,581	23,748	△3,833	△13.9%

セグメントの業績の概況は次のとおりであります。

〈日本〉

売上高
1,715億33百万円
(前期比6.3%減)

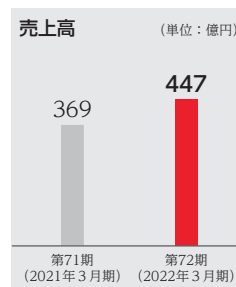
期初は主力の給湯器やビルトインコンロ、成長品目のガス衣類乾燥機等の販売が好調に推移したものの、10月以降に一部部品調達の逼迫による生産への影響が顕在化したことで、販売が大きく減少しました。加えて原材料価格や物流費の高騰が続き、日本の売上高は1,715億33百万円（前期比6.3%減）、営業利益は174億39百万円（前期比28.9%減）となりました。



〈アメリカ〉

売上高
447億52百万円
(前期比21.0%増)

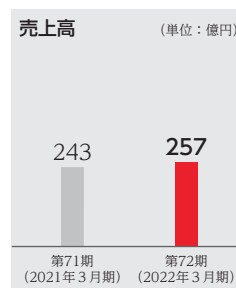
国際物流の混乱や部品調達の逼迫により日本からの供給に影響が生じるも、タンクレス給湯器の需要が一段と加速していることに加え、住宅市場も堅調に推移したことで販売が拡大し、アメリカの売上高は447億52百万円（前期比21.0%増）となりました。一方で仕入れコストの上昇や新工場稼働に向けた人件費の増加により、営業利益は21億8百万円（前期比3.2%減）となりました。



〈オーストラリア〉

売上高
257億64百万円
(前期比6.0%増)

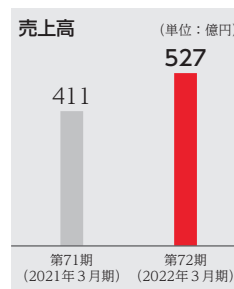
部品調達の逼迫により日本からの給湯器の供給に影響が出たものの、感染拡大に伴う在宅時間の増加に伴い暖房機器販売が堅調に推移しました。また原材料価格や物流費が高騰する中、生産性の改善も進み、オーストラリアの売上高は257億64百万円（前期比6.0%増）、営業利益は16億20百万円（前期比77.7%増）となりました。



〈中国〉

売上高
527億78百万円
(前期比28.2%増)

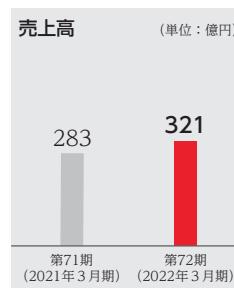
好調が続くインターネット販売に加え、前期は活動制限により落ち込みを見せた実店舗販売も回復し、主力の給湯器やボイラー販売が伸長しました。原材料価格が高騰する中、原価低減や高付加価値商品の販売拡大を通じ、中国の売上高は527億78百万円（前期比28.2%増）、営業利益は67億52百万円（前期比1.3%増）となりました。



〈韓国〉

売上高
321億24百万円
(前期比13.3%増)

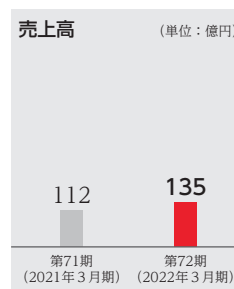
環境規制強化に伴い高効率ボイラーの販売が伸長しました。原価低減活動等による収益改善も進み、韓国の売上高は321億24百万円（前期比13.3%増）、営業利益は10億41百万円（前期比636.7%増）となりました。



〈インドネシア〉

売上高
135億87百万円
(前期比20.8%増)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会活動制限で主力のテーブルコンロ販売が弱含んだものの、高価格帯のビルトインコンロやレンジフードの販売は自宅での調理ニーズの高まりや商品ラインアップ拡充に加え、物件受注もあったことで好調が続き、インドネシアの売上高は135億87百万円（前期比20.8%増）、営業利益は28億26百万円（前期比16.6%増）となりました。



セグメント別売上高および営業利益

セグメント	第71期(前期) (2021年3月期)		第72期(当期) (2022年3月期)		対前期増減率	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	売上高	営業利益
日 本	183,136	24,544	171,533	17,439	△6.3	△28.9
ア メ リ カ	36,971	2,177	44,752	2,108	21.0	△3.2
オーストラリア	24,311	911	25,764	1,620	6.0	77.7
中 国	41,160	6,667	52,778	6,752	28.2	1.3
韓 国	28,358	141	32,124	1,041	13.3	636.7
インドネシア	11,248	2,423	13,587	2,826	20.8	16.6
そ の 他	19,177	2,881	25,644	4,280	33.7	48.6
調 整 額	-	943	-	△205	-	-
連結損益計算書計上額	344,364	40,690	366,185	35,864	6.3	△11.9

- (注) 1. 「アメリカ」の区分は、包括的な販売戦略に基づき一体とした事業活動を行うカナダ及びメキシコの現地法人を含んでおります。
2. 「オーストラリア」の区分は、生産体制を補充し一体とした事業活動を行うマレーシアの現地法人を含んでおります。
3. その他には、台湾、タイ、ベトナム、ニュージーランド、ブラジル等の現地法人の事業活動を含んでおります。
4. 売上高は外部顧客への売上高であります。また、営業利益の調整額はセグメント間取引消去等であります。

部門別の売上高につきましては、給湯機器が2,110億26百万円（前期比7.8%増）、厨房機器が855億31百万円（前期比3.3%減）、空調機器が211億9百万円（前期比11.0%増）、業用機器が90億7百万円（前期比16.6%増）、その他が395億9百万円（前期比18.2%増）となりました。

部門別売上高

部 門	第71期(前期) (2021年3月期)		第72期(当期) (2022年3月期)		対 前 期 増 減 率
	売上高	構 成 比	売上高	構 成 比	
給 湯 機 器	195,755	56.8	211,026	57.6	7.8
厨 房 機 器	88,441	25.7	85,531	23.4	△3.3
空 調 機 器	19,013	5.5	21,109	5.8	11.0
業 用 機 器	7,726	2.2	9,007	2.5	16.6
そ の 他	33,428	9.7	39,509	10.8	18.2
合 計	344,364	100.0	366,185	100.0	6.3

(2) 設備投資等の状況

当社グループの当期における設備投資は、国内外の生産拠点の拡充による建物等への投資、新製品生産を目的とした各種金型を含む工具器具および備品への投資、原価低減・品質向上を目的とした機械装置の更新および合理化への投資等により、総額は226億82百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当期において新規の重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の業績見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による中国でのロックダウンや地政学的リスクの高まりといった不確実性が高まる状況下で、エネルギーや原材料価格の更なる高騰、インフレーションの進展、サプライチェーンの混乱など、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が継続するものと想定しております。

このような状況のもと、当社グループは中期経営計画「New ERA 2025」のもと、健全で心地よい暮らし方を創造する企業として、「生活の質の向上」と「地球環境問題への対応」をテーマに、様々な商品・サービスを提供してまいります。国内においては、供給遅延の早期解決を最優先課題として捉え、サプライチェーンの再構築、強靱化を進めるとともに、生活の質の向上に貢献するガス衣類乾燥機や食器洗い乾燥機、地球温暖化対策に貢献するハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE (エコワン)」などの環境・省エネ性に優れた給湯機器など、当社のビジネスとして独自性の強い商品群の販売を強化してまいります。また海外において、主力市場であるアメリカでは新工場稼働により、好調な需要が続くタンクレスガス給湯器の本格的な現地生産を始動させ、中国では拡大が見込まれるインターネット販売の更なる強化を進めるとともに、新興国や未進出地域への事業拡大を進めると共に脱炭素社会への取組みが早い地域への商品対策を進めてまいります。

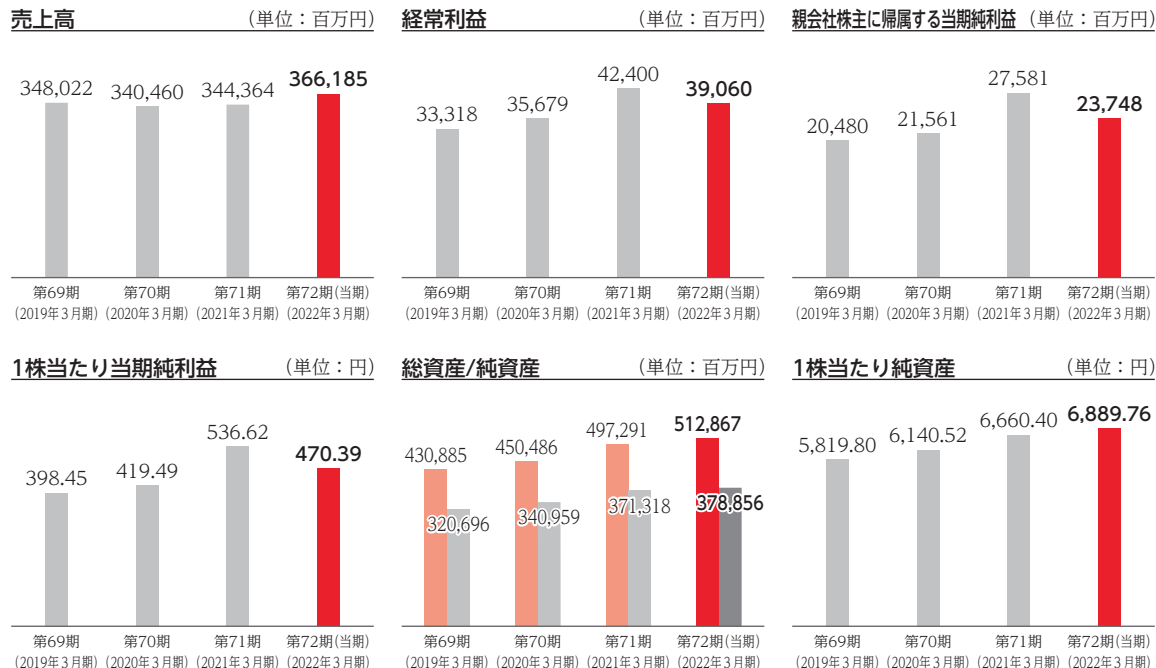
2023年3月期の業績見通しは、売上高4,000億円（前期比9.2%増）、営業利益410億円（前期比14.3%増）、経常利益425億円（前期比8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益255億円（前期比7.4%増）を予想しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第69期 (2019年3月期)	第70期 (2020年3月期)	第71期 (2021年3月期)	第72期(当期) (2022年3月期)
売上高(百万円)	348,022	340,460	344,364	366,185
経常利益(百万円)	33,318	35,679	42,400	39,060
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	20,480	21,561	27,581	23,748
1株当たり当期純利益(円)	398.45	419.49	536.62	470.39
総資産(百万円)	430,885	450,486	497,291	512,867
純資産(百万円)	320,696	340,959	371,318	378,856
1株当たり純資産(円)	5,819.80	6,140.52	6,660.40	6,889.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社柳澤製作所	150百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイテクニカ株式会社	200百万円	100.0%	ガス機器の製造販売
アール・ビー・コントロールズ株式会社	150百万円	100.0%	電子制御機器の製造販売
リンナイ精機株式会社	128百万円	100.0%	ガス機器部品の製造販売
株式会社ガスター	2,450百万円	90.0%	ガス機器の製造販売
リンナイネット株式会社	300百万円	100.0%	ガス機器の販売
リンナイオーストラリア株式会社	20百万豪ドル	※100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイアメリカ株式会社	81百万米ドル	100.0%	ガス機器の製造販売
リンナイ코리아株式会社	15,107百万ウォン	※100.0%	ガス機器の製造販売
上海林内有限公司	74百万円	50.0%	ガス機器の製造販売
リンナイインドネシア株式会社	3,085百万ルピア	52.0%	ガス機器の製造販売

(注) ※間接保有を含む出資比率を記載しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、ガス機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおりますが、部門別の主な製品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
給 湯 機 器	給湯器、ふろ給湯器、給湯暖房機、ハイブリッド給湯・暖房システム等
厨 房 機 器	テーブルコンロ、ビルトインコンロ、オーブン、食器洗い乾燥機、レンジフード、炊飯器等
空 調 機 器	ファンヒーター、FF暖房機、赤外線ストーブ等
業 用 機 器	業務用焼物器、業務用レンジ、業務用炊飯器等
そ の 他	衣類乾燥機、赤外線バーナー、部品等

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	
本 社 等 拠 点	本社	名古屋市中川区
	技術センター	愛知県丹羽郡大口町
	生産技術センター	愛知県小牧市
	総合物流センター	愛知県小牧市
	リンナイパーツセンター	愛知県岩倉市
製 造 拠 点	大口工場	愛知県丹羽郡大口町
	瀬戸工場	愛知県瀬戸市
	暁 工場	愛知県瀬戸市
営 業 拠 点	東北支社	仙台市若林区
	関東支社	東京都品川区
	中部支社	名古屋市中川区
	関西支社	大阪市淀川区
	九州支社	福岡市博多区

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 柳 澤 製 作 所	大阪府門真市
リ ン ナ イ テ ク ニ カ 株 式 会 社	東京都港区
アール・ビー・コントロールズ株式会社	石川県金沢市
リ ン ナ イ 精 機 株 式 会 社	愛知県小牧市
株 式 会 社 ガ ス タ ー	神奈川県大和市
リ ン ナ イ ネ ッ ト 株 式 会 社	名古屋市中川区
リ ン ナ イ オ ー ス ト ラ リ ア 株 式 会 社	オーストラリアビクトリア州メルボルン市
リ ン ナ イ ア メ リ カ 株 式 会 社	アメリカジョージア州ピーチツリー市
リ ン ナ イ コ リ ア 株 式 会 社	韓国 仁川広域市
上 海 林 内 有 限 公 司	中国 上海市
リ ン ナ イ イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社	インドネシア ジャカルタ市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

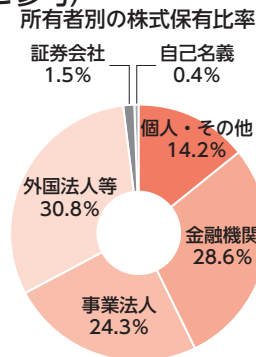
従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
10,777名	391名増

(注) 上記の数には、臨時従業員数は含まれておりません。
 なお、臨時従業員の期中平均人数は、1,766名であります。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
 ② 発行済株式の総数 49,801,480株
 (自己株式219,577株を除く)
 ③ 株主数 4,055名

(ご参考)



④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,125	16.31
内 藤 株 式 会 社	6,215	12.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,090	6.20
林 謙 治	2,456	4.93
公益財団法人リンナイ奨学財団	1,400	2.81
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,039	2.08
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	821	1.65
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	784	1.57
内 藤 万 琴	570	1.14
内 藤 ゆ き 美	550	1.10

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役および一定数以上の株式を保有する取締役を除く)	726株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、27頁の「(4) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は取締役（社外取締役および一定数以上の株式を保有する取締役を除く）および取締役を兼務しない執行役員に対して、譲渡制限付株式付与のため、2021年7月28日付で普通株式4,594株を発行しております。また、2021年8月18日開催の取締役会の決議に基づき、2021年9月2日付で自己株式である1,600,000株を消却しております。これにより、発行済み株式の総数は前期末と比べ、1,595,406株減少しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	林 謙 治	
代表取締役社長 (社長執行役員)	内 藤 弘 康	名古屋鉄道株式会社 社外取締役
代表取締役 (副社長執行役員)	成 田 常 則	社長補佐
取締役	松 井 信 行	愛知時計電機株式会社 社外取締役 名古屋国際工科専門職大学 学長
取締役	神 尾 隆	特定非営利活動法人ささえあい 理事長
常勤監査役	石 川 治 彦	
常勤監査役	進 士 克 彦	
監査役	松 岡 正 明	公認会計士 カネ美食品株式会社 監査役 ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]
監査役	渡 邊 一 平	弁護士 豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]

- (注) 1. 取締役松井信行および神尾隆の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松岡正明および渡邊一平の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松岡正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役渡邊一平氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役松井信行および神尾隆の各氏並びに監査役松岡正明および渡邊一平の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金を補填の対象としており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	284 (15)	222 (15)	54 (-)	7 (-)	7 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	43 (11)	43 (11)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	327 (27)	265 (27)	54 (-)	7 (-)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第71回定時株主総会において、基本報酬を年額3億7,000万円以内（うち、社外取締役分5,000万円以内）、年次賞与を年額2億2,000万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は2名）です。
3. 業績連動報酬（年次賞与）は、経営上の重要指標である連結営業利益ならびに単体営業利益の目標達成度等により支給額を決定いたしております。なお、当事業年度の当社業績は34頁の「連結損益計算書」ならびに36頁の「損益計算書」に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、次頁の「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は24頁の「⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針および役員報酬規程を決議しております。当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとし、また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、当該決定方針および役員報酬規程を基に、2021年6月29日開催の取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定しております。

これらの客観的な審議を前提とした手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が以下の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、以下1.~4.のとおりです。

1. 取締役の報酬等の決定方針における基本原則
 - I. 当社の着実な中長期的企業価値創造を促すことを目的とする
 - ・企業価値向上や目標達成を、全社一丸となって実現することを健全に動機付けることができる報酬水準・報酬構成とする
 - ・財務業績指標による定量的な評価と中長期的取り組みに対する評価を報酬に適切に反映することにより、毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を動機付ける
 - ・中長期的な株式保有を促進することにより、着実な企業価値向上に向かって株主との利害共有を図る
 - II. 株主を含む幅広いステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる透明性と客観性を確保する
 - ・報酬の決定方針については、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬諮問委員会において審議を行い、その答申を得て取締役会において決定する
 - ・報酬水準と報酬構成割合については、同等規模の比較対象企業群との客観的な比較を行うことにより継続的に妥当性を検証する

2. 報酬体系

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成割合は、企業価値向上や目標達成を健全に動機付けることを目的として、基本報酬と業績連動報酬の比率が概ね70：30となるよう設定しております。また、業績連動報酬は、毎期の堅実な業績目標達成を促すことを目的とした年次賞与、および中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした譲渡制限付株式で構成されております。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に対する監督および

び助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとしております。

報酬構成および各報酬構成要素の概要は以下のとおりです。

(報酬構成)



(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要
基本報酬	役位と職責に応じて設定された固定額を毎月支給する現金報酬
年次賞与	<p>毎期の堅実な業績目標達成と中長期的価値創造を促すことを目的とした現金報酬</p> <p>全社業績連動部分（80%）と個人評価部分（20%）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 全社業績連動部分は、経営上の重要指標である連結営業利益および単体営業利益の目標達成度により、標準額の0～150%の範囲で変動 個人評価部分は、各取締役の担当領域等に応じた重点指標や中長期的成長に向けた取組み、ESGに関する取組み等により、標準額の0～150%の範囲で変動 各事業年度終了後に一括現金支給
譲渡制限付株式	<p>中長期的な株式保有を通じて着実な企業価値向上と株主の皆様との利害共有を図ることを目的とした株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、毎期譲渡制限付株式を交付し、取締役等退任時に譲渡制限を解除

なお、特定の取締役が一定数以上の大量の株式を中長期的に保有している場合において、業績連動報酬の目的やインセンティブとしての機能の実効性等に鑑み、当該取締役を譲渡制限付株式の交付対象者とせず、当該取締役に対する業績連動報酬は全て年次賞与とする場合があります。譲渡制限付株式の交付対象者については、報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決議するものとします。

3. 報酬水準

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬水準は、企業価値向上や目標達成を全社一丸となって実現することを健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部専門機関が運営する客観的な役員報酬調査データ（ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」）等を活用して、当社と同等規模の比較対象企業群を選定の上ベンチマークを行い、役位と職責に応じて適切に設定しております。

4. 報酬決定プロセス

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会における客観的な審議を経て取締役会決議により決定されるものとします。なお、年次賞与の個人評価部分の評価等を含め、取締役の個人別報酬額はその決定プロセスにおける判断の客観性と透明性を一層確保するため、取締役会における委任の決議を受けた報酬諮問委員会における審議により決定されるものとします。

報酬諮問委員会の審議においては、客観的視点および報酬制度に関する専門的な知見等を参考とするため、必要に応じて外部専門機関（当事業年度はウイリス・タワーズワトソン社）から情報等を得ております。

なお、第72期にかかる方針についての審議を行った報酬諮問委員会の構成および活動状況は以下のとおりです。

（構成）

代表取締役社長	内藤 弘康
社外取締役	松井 信行（議長）
社外取締役	神尾 隆

（活動状況）

2021年2月10日：報酬諮問委員会の構成および権限等についての審議

2021年4月23日：第72期にかかる方針についての審議

2021年6月29日：報酬諮問委員長の選定および第72期役員報酬（取締役）の個別金額についての審議

③当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2008年6月27日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを同総会で決議いたしました。なお、当事業年度において退任した取締役に対し、以下のとおり支給いたしました。

取締役1名3百万円（うち、社外取締役0名）

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との取引関係
取締役	松井信行	・愛知時計電機株式会社 社外取締役 ・名古屋国際工科専門職大学 学長	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	神尾 隆	・特定非営利活動法人ささえあい 理事長	当社は特定非営利活動法人ささえあいへ寄付を行っておりますが、その寄付額は年間5万円と僅少であります。
監査役	松岡正明	・公認会計士 ・カネ美食品株式会社 監査役 ・ミタチ産業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	渡邊一平	・弁護士 ・豊和工業株式会社 社外取締役[監査等委員]	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松井信行	15回/15回 (100%)	—	大学の教授や学長の経験に基づく学識者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に技術・開発面において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
取締役	神尾 隆	15回/15回 (100%)	—	他の会社の取締役を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に会社経営の面から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定および役員報酬決定における監督機能を担っております。
監査役	松岡正明	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	渡邊一平	15回/15回 (100%)	16回/16回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
 (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. なお、重要な子会社のうち在外子会社については、他の監査人が監査を行っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	333,956	流 動 負 債	108,803
現金及び預金	173,235	支払手形及び買掛金	26,433
受取手形、売掛金及び契約資産	75,596	電子記録債務	33,293
電子記録債権	7,641	未払金	19,728
有価証券	12,250	未払消費税等	1,179
商品及び製品	36,078	未払法人税等	4,106
原材料及び貯蔵品	28,548	賞与引当金	5,162
その他	4,698	製品保証引当金	3,868
貸倒引当金	△4,093	その他	15,031
固 定 資 産	178,910	固 定 負 債	25,206
有形固定資産	100,598	繰延税金負債	10,109
建物及び構築物	36,104	環境対策引当金	2,255
機械装置及び運搬具	15,684	退職給付に係る負債	8,769
工具、器具及び備品	4,016	その他	4,073
土地	24,995	負 債 合 計	134,010
リース資産	3,902	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	15,894	株 主 資 本	328,419
無形固定資産	3,792	資本金	6,484
投資その他の資産	74,520	資本剰余金	8,673
投資有価証券	44,620	利益剰余金	315,593
退職給付に係る資産	23,371	自己株式	△2,330
繰延税金資産	4,299	その他の包括利益累計額	14,700
その他	2,383	その他有価証券評価差額金	4,582
貸倒引当金	△153	為替換算調整勘定	4,925
		退職給付に係る調整累計額	5,193
資 産 合 計	512,867	非 支 配 株 主 持 分	35,736
		純 資 産 合 計	378,856
		負 債 純 資 産 合 計	512,867

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	366,185
売上原価	249,628
売上総利益	116,556
販売費及び一般管理費	80,692
営業利益	35,864
営業外収益	
受取利息	1,141
受取配当金	378
為替差益	1,144
その他の	1,289
	3,955
営業外費用	
支払利息	64
固定資産除却損	181
条件付取得対価に係る公正価値変動額	383
その他の	130
	759
経常利益	39,060
税金等調整前当期純利益	39,060
法人税、住民税及び事業税	9,266
法人税等調整額	786
当期純利益	29,006
非支配株主に帰属する当期純利益	5,258
親会社株主に帰属する当期純利益	23,748

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	138,246	流 動 負 債	45,437
現金及び預金	64,317	買掛金	15,457
受取手形	2,585	電子記録債務	18,967
売掛金	34,415	リース債務	37
電子記録債権	6,558	未払金	4,595
有価証券	11,800	未払費用	729
商品及び製品	10,137	未払法人税等	1,452
原材料及び貯蔵品	7,093	預り金	153
その他	1,347	賞与引当金	2,555
貸倒引当金	△9	製品保証引当金	661
固 定 資 産	138,265	その他	825
有形固定資産	43,890	固 定 負 債	7,533
建物	17,069	リース債務	52
構築物	1,274	退職給付引当金	3,382
機械及び装置	4,001	その他	4,098
車両運搬具	73	負 債 合 計	52,970
工具、器具及び備品	1,945	純 資 産 の 部	
土地	12,419	株 主 資 本	219,159
リース資産	82	資本金	6,484
建設仮勘定	7,022	資本剰余金	8,743
無形固定資産	1,333	資本準備金	8,743
ソフトウェア	1,039	利 益 剰 余 金	206,262
その他	294	利益準備金	1,614
投資その他の資産	93,041	その他利益剰余金	204,647
投資有価証券	42,472	別途積立金	190,000
関係会社株式	32,351	繰越利益剰余金	14,647
関係会社出資金	1,870	自 己 株 式	△2,330
前払年金費用	15,865	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,382
その他	500	その他有価証券評価差額金	4,382
貸倒引当金	△19	純 資 産 合 計	223,541
資 産 合 計	276,512	負 債 純 資 産 合 計	276,512

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		204,929
売 上 原 価		156,767
売 上 総 利 益		48,161
販売費及び一般管理費		33,886
営 業 利 益		14,275
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,752	
そ の 他	2,142	5,895
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	135	
そ の 他	59	195
経 常 利 益		19,975
税引前当期純利益		19,975
法人税、住民税及び事業税	3,747	
法人税等調整額	792	4,539
当 期 純 利 益		15,435

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

リンナイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北岡 宏 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンナイ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンナイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

リンナイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 晴久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡 宏仁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンナイ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議にインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とインターネット等を経由した手段も活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

リンナイ株式会社 監査役会

常勤監査役 石川 治彦 ㊟

常勤監査役 進 士 克彦 ㊟

監査役 松岡 正明 ㊟

監査役 渡 邊 一平 ㊟

(注) 監査役松岡正明及び監査役渡邊一平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing.

定時株主総会会場ご案内図

会場 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール メインホール（3階）
愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号

交通 あおなみ線「ささしまライブ駅」下車 徒歩約3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。